

# 告 示

## 埼玉県告示第九十三号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

秩父郡長瀬町大字野上下郷、岩田地内

四 作業期間

平成三十一年一月二十一日から平成三十一年三月二十九日まで